

報告第 6 号

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

栗山町長 椿 原 紀 昭

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第4項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「第6項の「宅地等」」を「第5項の「宅地等」」に、「、第6項及び第7項」を「及び第6項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第4項及び第6項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第7項及び第8項」を「、第6項及び第7項」に、「附則第3項から第8項まで」を「前3項」に、「附則第9項」を「前項」に、「附則第7項」を「前項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栗山町都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の栗山町都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第4項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第6項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第4項	前項	附則第3項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第6項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第3項	附則第3項

- 4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9項	及び第6項	及び第6項並びに栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第14号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の栗山町都市計画税条
-------	-------	--

		例（以下「平成２４年改正前の条例」という。）附則第６項
	附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に	附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、平成２４年改正条例附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成２４年改正前の条例附則第４項及び第６項の「住宅用地」とは法附則第１７条第３号に
	前３項	前３項及び平成２４年改正条例附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成２４年改正前の条例附則第６項